

マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について（液石法施行規則の例示基準第30節改正）

1. 本件の概要

2021年2月24日
経済産業省

今般、新型コロナウイルス感染症対策の観点から液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則の機能性基準の運用について別添「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準「30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃烧器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の一部改正を行いました。

2. 主な措置の内容

調整圧力及び閉そく圧力並びに燃烧器入口における圧力確認を行う代替措置として、マイコンメータ表示、その他データを元に計算した値を使用することを認めることといたします。なお今回の措置を踏まえ、定期点検調査の運用マニュアルを4. 参考に掲載しておりますので、ご参照ください。

マイコンメータ表示等に基づく計算値による定期消費設備調査

- 圧力損失について、計測値と、計算値の相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 従来は計測が必要であったが、今回の改正では計算値を使用する代替措置を追加。

改正前

【従来】 圧力損失の調査について計測が必要。

調整圧力及び閉塞圧力並びに燃烧器入口における圧力確認を行うためには、消費者宅において各圧力測定及び燃烧器の点火が必要であった。

もしくは、マイコンメータと燃烧器間の圧力損失を消費者宅で事前に測定しておくことを条件とし、マイコンメータでの代替を可能としていた。

いずれの方法でも、圧力の測定は消費者の協力が得られない場合は実施できなかった。



改正後（R3年2月24日～）

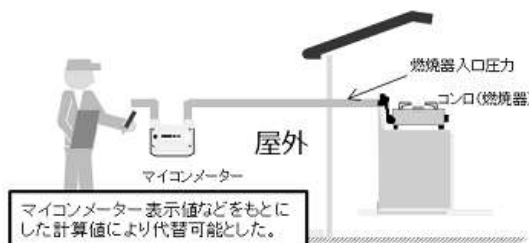
全国LPガス協会規制見直し要望

【代替措置の追加】 計算値を使用する措置を追加。（例示基準第30節に追加）
マイコンメータ表示、その他データ（注）をもとに計算した値を使用可能とした。

（注） 計算に必要なデータ：最大ガス流量（消費量）、管の内径、配管の長さ、継手類など。計算に使用した根拠を記録に残す。

委託事業（KHK）における検討


- 圧力損失について、計測値と、計算値（高圧ガス保安協会基準KHKS0738の圧力損失計算方法による）との相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 本手法の適用範囲：計測値又は計算値による圧力損失が0.3kPaを超える場合はマイコンメータの表示による圧力確認方法は使えない。（例えば、0.3kPaの圧力損失は計算上では長さ約40m程度の配管設備に相当し、著しく長い配管設備ではマイコンメータによる確認は出来ない。）





3. スケジュール

令和3年2月24日（水）公布・施行

4. 参考

[新旧対照表 \(PDF形式 : 266KB\)](#) 

[ガスメータの圧力測定機能を活用した保安業務 \(定期供給設備点検及び定期消費設備調査\) の合理化に係る運用マニュアル \(PDF形式 : 1,513KB\)](#) 

[ガスメータの漏洩検知機能を活用した保安業務 \(定期供給設備点検及び定期消費設備調査\) の合理化に係る運用マニュアル \(PDF形式 : 1,019KB\)](#) 

お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室

mail : lpg-gasanzenshitsu (アットマーク) meti.go.jp

(アットマーク) は半角で「@」としてください。

※コロナ対策のためテレワークを実施しております。

メールにてお問合せいただきますと担当者から連絡いたします。
